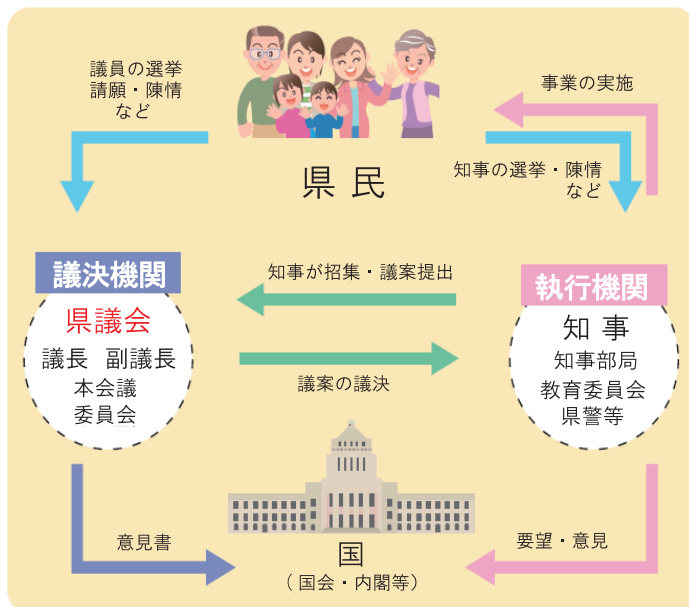


● 県議会とは

豊かで明るく住みやすい社会をつくることは、私たち県民の共通の願いです。
この実現のためには、県民がみんなで県政について話し合い、さまざまな施策を実行していかなければなりません。

しかし、県民すべてが集まって話し合うことは、実際には困難です。

そこで、選挙によって選ばれた県議会議員が、私たちの代表として、県民の声を県政に反映させるために集まり、県の仕事について議論し決定するところが県議会です。



● 県議会と知事

地方公共団体には、団体の意思を決める議会(議決機関)と、議会の議決に基づいて事業を執行する執行機関があります。

県議会の構成員である県議会議員と執行機関の長である知事は、県民による選挙で直接選ばれます。

県議会(議決機関)と知事(執行機関)は、それぞれ独立した機関として、対等な立場で話し合い、互いに協力しながらより良い県政の実現のために仕事をしています。

● 県議会の仕事

県議会には、法律によって多くの権限が与えられており、県政の重要なことを審議・決定する大切な役割を持っています。議会の主な仕事は次のとおりです。

議 決

条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約締結など県政の重要事項について賛否を決定します。

選挙と同意

議長・副議長のほか、選挙管理委員会委員などを選挙します。
また、副知事、教育委員会・人事委員会・公安委員会の委員など、知事が任命(選任)する場合には、議会の同意が必要です。

調査と検査

県の仕事が適正に行われているか、また、議会で決められたとおりに進められているかどうか調査し、必要な場合には、関係人の出頭・証言、記録の提出を求めることができます。

意見書の提出

県民の福祉や利益となることについて、県議会の意思を意見書としてまとめ、国会や関係行政庁に提出することができます。

決 議

県議会の意思を対外的に表明する行為のことです。

請願の審査

県民から提出された請願を審査し、必要に応じて執行機関に適切な処置を求めます。